

【CF-XZシリーズ内蔵バッテリー交換サービスご利用規約】

第1条(本規約)

本利用規約(以下「本規約」といいます)は、パナソニック株式会社 コネクティッドソリューションズ社 モバイルソリューションズ事業部(以下「当社」という)が提供する「CF-XZシリーズ内蔵バッテリー交換サービス」(以下「本サービス」といいます)を利用する際の条件等について定めています。本サービスは、当社がご利用者に別途知らせる登録確認書に記載の有効期間終了日までに、当社所定のサービス条件に基づいて対象機器の内蔵バッテリー(タブレット部)を1回交換するものです。

第2条(用語の定義)

本サービスにおいて、以下の用語は以下の意味として使用します。

「対象機器」とは、サービスプラスソリューション登録依頼書の機種品番・製造番号の項目に記載の機器をいいます。

※登録項目は、お客様情報(貴社名や住所等)・出荷日・機種品番・製造番号・設置先住所となります。

第3条(本サービス範囲について)

本サービスの対象となるのは、CF-XZシリーズ内蔵バッテリー交換サービスの申込のあった対象機器です。

本サービスの対象機器は、本端末裏面に管理用シールが貼付されている商品です。尚、管理用シールは再発行いたしませんので紛失されないようご注意ください。

本サービスは、ご購入後、3年以内に1回、対象機器の内蔵バッテリーを交換します。

本サービスの実施時期は、双方調整のうえ決定します。

本サービスの対応は、当社修理工場もしくは対象機器の設置場所にて対応します。

当社修理工場への引取り対応は1台から受け付けします、設置場所へのオンサイト対応は同一拠点/同一日に10台以上からの受け付けとなります。

本サービスは、対象機器を最初に購入されたご利用者のみに適応されるもので、ご利用者が対象機器を譲渡、転売された第三者には適応されません。

本サービスは、日本国内においてのみ有効です。

本サービスの購入期間は、本端末と同時に購入頂くことを基本とします。本端末購入後に本サービスを購入される場合は、本端末の購入日を証明できる

書類を添えてお申し込みください。サービス期間は、本端末の無償保証サービス期間にあわせまた、本サービスの開始日は申込日の一月後とします。

ご利用者は、本サービスのご利用に先立ち、本規約のすべてに同意し、それらを遵守することを条件として、本サービスを利用することができるものと

します。尚、当社は本規約を随時変更することがあります。本規約に変更の必要が生じた場合は、ご登録のメールアドレスへご連絡メールを配信または

本サービス掲載サイトに掲載することにより変更できるものとし、当該連絡または掲載時点から効力を生じるものとします。

第4条(サービスの適用除外について)

本サービス期間内でも次の場合には適応除外となりますので、内蔵バッテリーの交換にあたっては原則として、有料にさせていただきます。

①対象機器のバッテリー現物が無い

②ご利用者、または第三者による対象機器の分解及び改造

第5条(本サービス利用料金)

ご利用者は、本サービス利用料金として、当社所定の代金を支払うものとします。

第6条(サービス有効期間)

本サービスの有効期間は、お客様の本端末ご購入日より最長3年間となります。

第7条(損害賠償について)

万一、本サービスに関連して当社の責に帰すべき事由により損害が発生した場合、当社の支払う損害賠償、費用の補償、その他一切の責任およびその合計額は、本サービスの対象となった対象機器の購入代金として、当社もしくは販売店が受領した合計額を上限とします。

第8条(解約)

ご利用者又は当社が、次の各号の一つに該当したときは、相手方は何等の催告を要せず、相手方への通知をもって直ちに本サービスを解約できるものとします。

① 本規約に基づく債務を履行せず、相手方から相当の期間を定めて催告を受けたにもかかわらず、なおその期間内に履行しないとき

② 関係法令、もしくは本規約に違反し、又は著しい背信行為をしたとき

2. ご利用者又は当社が、前項各号のいずれかにでも該当したときは、当然に期限の利益を失い、相手方に対して負担する一切の金銭債務を直ちに弁済するものとします。

3. ご利用者の責に帰すべき事由による本サービス中途解約による本サービス利用料金の返金は致しかねますので、ご了承願います。

第9条(機密保持)

ご利用者および当社は、本サービスの履行過程で知り得た情報(以下「秘密情報」といいます)を秘密として保持し、第三者に開示・漏洩しないものとします。ただし、法令又は裁判所等の公的機関の要請・命令等により開示を強制され、開示せざるを得ない場合は、この限りではありません。

2. ご利用者および当社は、本サービスが終了したとき、または相手方から秘密情報の返却・廃棄の請求を受けたとき、その他秘密情報が不要となった場合、秘密情報を速やかに相手方に返却または廃棄するものとします。なお、本条の義務は当該秘密情報を返還または廃棄した時点よりなお1年間存続するものとします。

第10条(合意裁判所)

ご利用者及び当社は、本サービスに関し訴訟の提起、調停の申立等が必要となった場合、大阪地方裁判所を専属的な第一審管轄裁判所とします。

第11条(協議事項)

本サービス内容の解釈に疑義が生じた場合は、ご利用者当社誠意をもって協議し、その解決にあたるものとします。